

令和3年8月吉日

お客様各位

電気供給標準約款（高圧・低圧）の変更について

株式会社ウエスト電力

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、当社では、令和3年9月1日からご契約されている高圧・低圧受電のお客様に対し、
「電気供給標準約款(以下、本約款)」の条文が変更になりますので、ご案内申し上げます。
引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用対象

当社と電気供給契約を締結いただいているお客様
(高圧・低圧受電いただいているすべてのお客様が対象となります。)

2. 変更内容

(高圧)

第30条 違約金(4)

第36条 契約の変更または解約(2)契約の解約 ハ

(低圧)

第32条 違約金(4)

*詳しくは、次ページの「新旧比較表」をご参照ください。

以上

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部

TEL：03-5353-6858

受付時間：平日9：00～18：00

(定休日：土曜・日曜・祝日)

【新旧比較表】

高圧 (2020 (令和 2 年) 4 月 1 日以降に契約書の新規締結をされた方へ)	
旧約款	新約款
<p>第 30 条 違約金 (4)契約者が本契約の解約を希望し、そのお申し出が、第 36 条(契約の変更または解約)(2)イおよびロに定められた期日以後になされた場合については、違約金として毎月の基本料金の 50%の 3 倍に相当する金額を契約者より申し受けます。</p> <p>第 36 条 契約の変更または解約 (2)契約の解約 ハ 契約者からの申し出による前号の解約が、供給開始日（契約を更新した場合を含む）から 3 年未満の期間内となる場合、契約者は、解約日から、供給開始日（契約を更新した場合を含む）より 3 年経過日までの残りの期間を対象として、使用が 3 年未満となる契約電力料金の 20 パーセント相当分について算定した金額を当社へ支払っていただきます。この場合、算定に用いる金額は、解約日時点の契約電力単価及び契約電力を用いるものとしします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 18 条(料金の算定)(3)に定める日割計算に従って算定いたします。</p>	<p>第 30 条 違約金(4)左記の条項削除。</p> <p>第 36 条 契約の変更または解約 (2)契約の解約 ハ 契約者からの申し出による前号の解約が、供給開始日（契約を更新した場合を含む）または契約電力増加日から 3 年未満の期間内に解約を申し出た場合には、供給開始日または契約電力増加日から契約期間終了日までの期間を 36 カ月に換算し、その期間の経過月を除いた残存月数に契約電力×100 円（税抜）を乗じた金額を当社へ支払っていただきます。この場合、算定に用いる金額は、解約日時点の契約電力単価及び契約電力を用いるものとしします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 18 条(料金の算定)(3)に定める日割計算に従って算定いたします。</p>

高圧 (2020 (令和 2 年) 3 月 31 日までに契約書の新規締結をされた方へ)	
旧約款	新約款
<p>第 30 条 違約金 (4)契約者が本契約の解約を希望し、そのお申し出が、第 36 条(契約の変更または解約)(2)イおよびロに定められた期日以後になされた場合については、違約金として毎月の基本料金の 50%の 3 倍に相当する金額を契約者より申し受けます。</p> <p>第 36 条 契約の変更または解約 (2)契約の解約 ハ 契約者からの申し出による前号の解約が、供給開始日または契約電力増加日から 3 年未満の期間内となる場合、契約者は、供給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が 3 年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算出した電気料金と、当該期間において使用が 3 年未満となる契約電力の減少分につき契約者が当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が 3 年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値といたします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 18 条(料金の算定)(3)に定める日割計算に従って算定いたします。</p> <p>なお、臨時電力料金単価は第 14 条 (料金) に定める各料金単価 (常時供給電</p>	<p>第 30 条 違約金(4)左記の条項削除。</p> <p>第 36 条 契約の変更または解約 (2)契約の解約 ハ 契約者からの申し出による前号の解約が、供給開始日 (契約を更新した場合を含む) または契約電力増加日から 3 年未満の期間内に解約を申し出た場合には、供給開始日または契約電力増加日から契約期間終了日までの期間を 36 カ月に換算し、その期間の経過月を除いた残存月数に契約電力×100 円 (税抜) を乗じた金額を当社へ支払っていただきます。この場合、算定に用いる金額は、解約日時点の契約電力単価及び契約電力を用いるものとします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 18 条(料金の算定)(3)に定める日割計算に従って算定いたします。</p>

力、予備電力および自家発補給電力) を 1.2 倍したものいたします。	
--	--

低圧	
旧約款	新約款
第 32 条 違約金 (4)契約者が需給契約が解約を希望し、そのお申し出が、第 38 条 (契約の変更または解約) (2)イおよびロに定められた期日以後になされた場合については、違約金として毎月の基本料金の 50%の 3 倍に相当する金額を契約者より申し受けます。	第 32 条 違約金(4)左記の条項削除。